Monthly

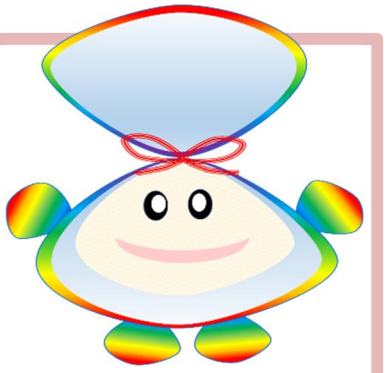

島根労働局公式キャラクター
しじろー

令和７年７月

〔令和７年８月２９日（金）公表〕

ハローワーク石見大田
〒694-0064　大田市大田町大田ロ 1182-1
Tel 0854-82-8609　Fax 0854-82-1059

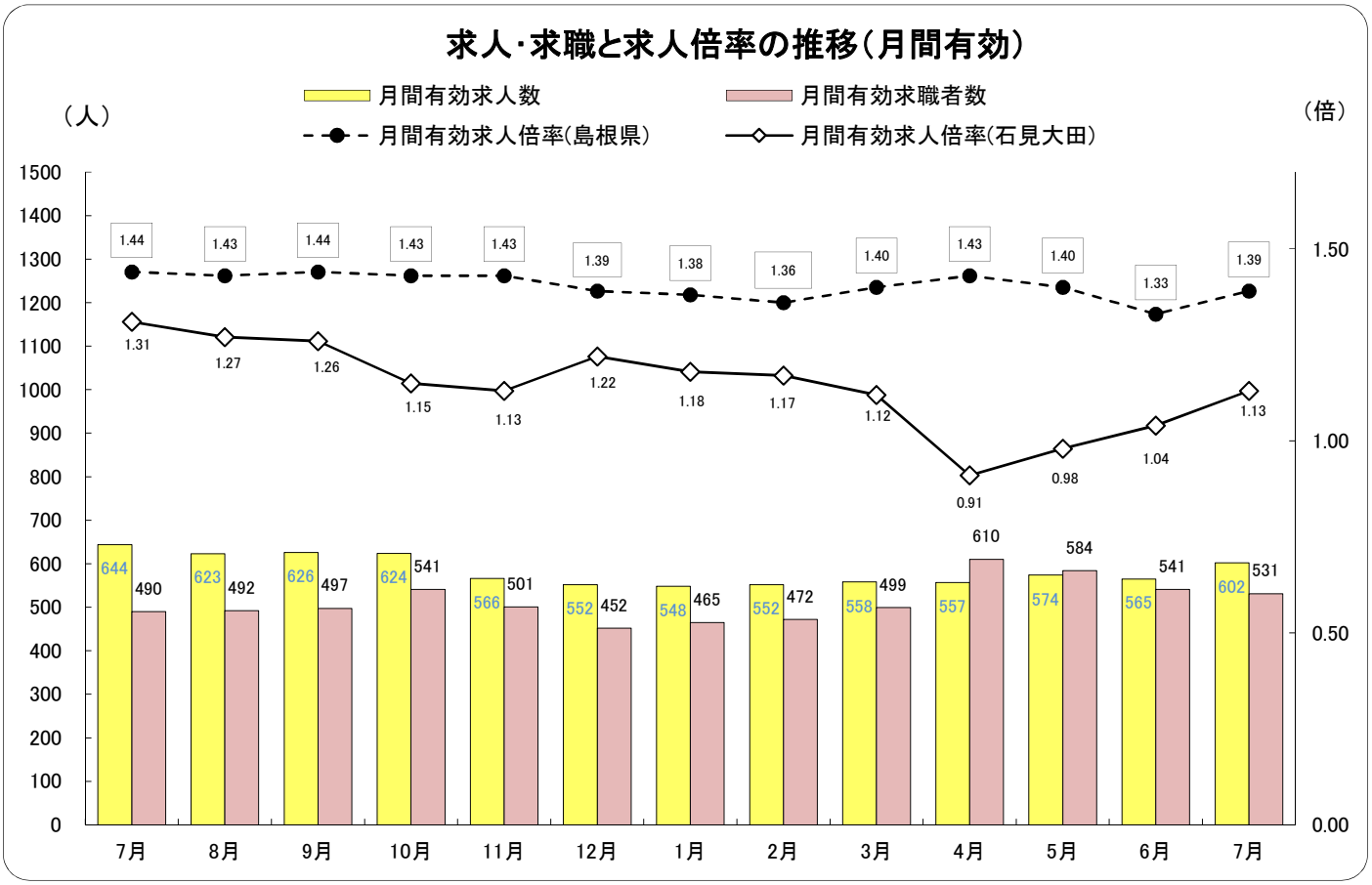

《月間有効求人倍率》　令和７年７月の石見大田所管内の月間有効求人倍率は１．１３倍で前年同月（令和６年７月）を０．１８ポイント下回りました。

全　国	１．２２	島根県	１．３９	石見大田	１．１３

（注）１　このハローワーク・マンスリーに使用している求人数、求職者数は、新規学卒を除き、パートタイムを含む。
２　全国及び島根県の有効求人倍率は季節調整値。石見大田は原数値。
３　令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

求人･求職の動き（学卒を除き、パートを含む）

【 令和 7 年 7 月内容 】

《求人関係》

新規求人数は 287 人で、前年同月比 10.4%（27 人）増加しました。

このうち、フルタイム求人は 169 人で、前年同月比 0.6%（1 人）増加しました。パート求人は 118 人で、前年同月比 28.3%（26 人）増加しました。

パート求人数の全体求人数に占める割合は 41.1%となっています。

新規求人数を産業別に前年同月比でみると、主な産業で増加したのは、農･林･漁業で同 1200.0%(12 人)、卸売業・小売業で同 90.9%(30 人)、生活関連サービス業・娯楽業で同 600.0%(12 人) 、サービス業（他に分類されないもの）で同 32.1%(9 人)となりました。

主な産業で減少したのは、建設業で同▲25.0%(6 人)、製造業で同▲16.3%(7 人)、医療・福祉で同▲32.5%(25 人) 、複合サービス事業で同▲42.9%(6 人)でした。

月間有効求人数は 602 人で、前年同月比▲6.5%（42 人）減少しました。

《求職関係》

新規求職者数は 119 人で、前年同月比 22.7%（22 人）増加しました。

このうち、65 歳以上は 25 人で、同 25.0%（5 人）増加しました。

常用新規求職者の離職理由等の状況を前年同月比でみると、自己都合離職者は 48 人で同 9.1%（4 人）増加、事業主都合離職者は 9 人で同▲30.8%（4 人）減少、在職者は 46 人で同 64.3%（18 人）増加しました。

月間有効求職者数は 531 人で、同 8.4%（41 人）増加しました。

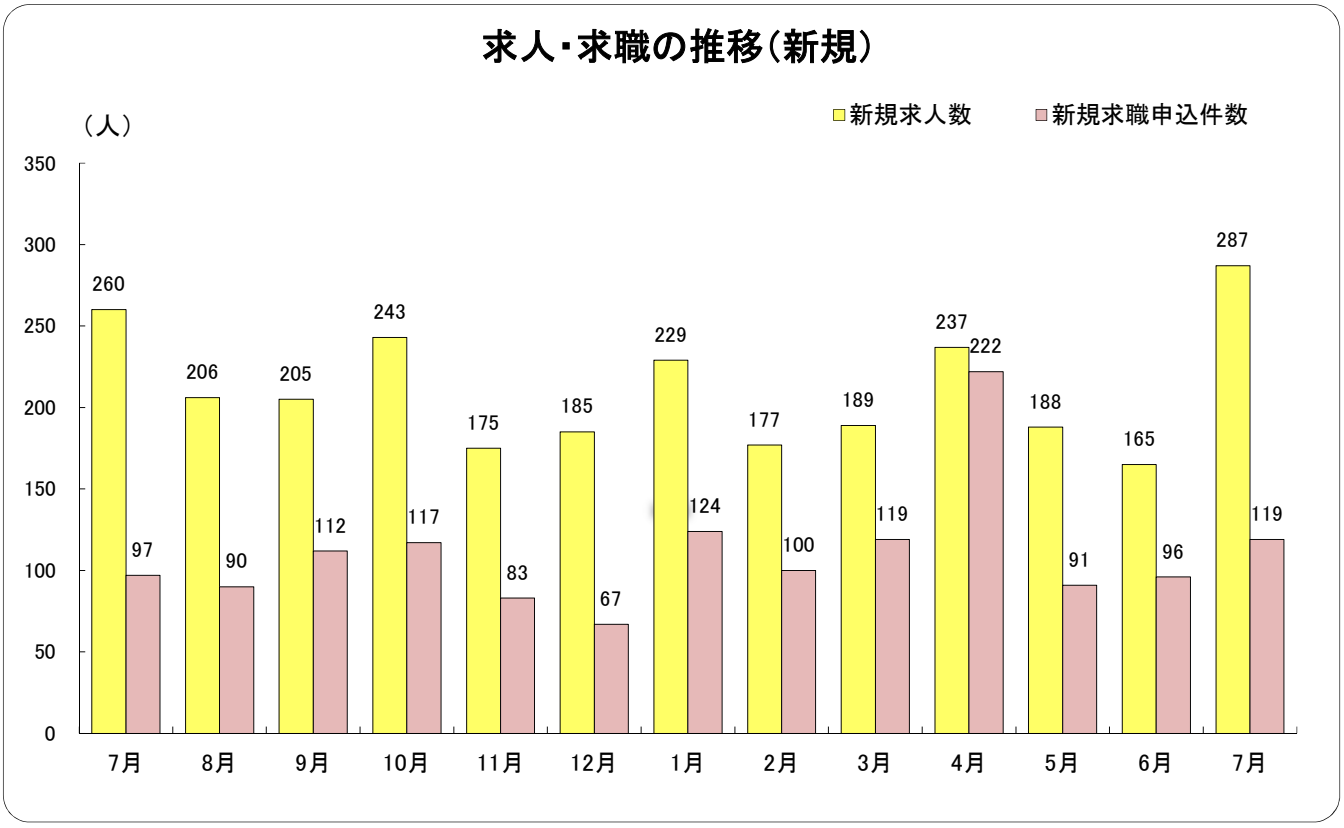

《一般職業紹介状況》

項　　目	当月	前年同月	対前年同月比
一般新規求人数	287	260	10.4
うちフルタイム求人	169	168	0.6
うちパート求人	118	92	28.3
月間有効求人数	602	644	▲ 6.5
就職件数	27	38	▲ 28.9
うち65歳以上	5	7	▲ 28.6
うち（保）受給者	12	12	0.0
新規求職申込件数	119	97	22.7
うち65歳以上	25	20	25.0
うち（保）受給者	24	19	26.3
月間有効求職者数	531	490	8.4
うち65歳以上	107	86	24.4

《常用新規求職者の離職理由等の状況》

項　　目	当月		前年同月	対前年同月比
		割合		
離職者	61	52.6%	59	3.4
事業主都合	9	7.8%	13	▲ 30.8
自己都合	48	41.4%	44	9.1
自営・その他	4	3.5%	2	100.0
在職者	46	39.7%	28	64.3
無業者	9	7.8%	8	12.5
合　計	116	100.0%	95	22.1

《産業別新規求人状況》

項　　目（産業分類）	新規求人数			前年同月	対前年同月比
	一般	パート	合計		
農，林，漁業(01～04)	13	0	13	1	1,200.0
鉱業，採石業，砂利採取業(05)	0	0	0	0	-
建設業(06～08)	18	0	18	24	▲ 25.0
製造業	26	10	36	43	▲ 16.3
食料品製造業(09)	5	1	6	16	▲ 62.5
飲料・たばこ・飼料製造業(10)	0	2	2	2	0.0
繊維工業(11)	0	1	1	1	0.0
木材・木製品製造業(12)	0	5	5	1	400.0
プラスチック製品製造業(18)	14	0	14	17	▲ 17.6
窯業・土石製品製造業(21)	0	0	0	2	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)	3	0	3	1	200.0
輸送用機械器具製造業(31)	4	0	4	2	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	0	0	0	0	-
情報通信業(37～41)	0	0	0	0	-
運輸業，郵便業(42～49)	7	2	9	8	12.5
卸売業，小売業(50～61)	20	43	63	33	90.9
金融業，保険業(62～67)	0	0	0	0	-
不動産業，物品賃貸業(68～70)	0	0	0	1	-
学術研究，専門・技術サービス業(71～74)	1	0	1	0	-
宿泊業，飲食サービス業(75～77)	9	23	32	25	28.0
生活関連サービス業，娯楽業(78～80)	10	4	14	2	600.0
教育，学習支援業(81～82)	0	2	2	3	▲ 33.3
医療，福祉(83～85)	31	21	52	77	▲ 32.5
複合サービス事業(86～87)	7	1	8	14	▲ 42.9
サービス業（他に分類されないもの）(88～96)	27	10	37	28	32.1
公務・その他(97～99)	0	2	2	1	100.0
合　　計	169	118	287	260	10.4

《雇用保険関係業務取扱状況》

項　目	当月	前年同月	対前年同月比
適用事業所数	680	682	▲0.3
被保険者数	6,736	6,717	0.3

項　目	当月	前年同月	対前年同月比
初回受給者数	43	39	10.3
受給者実人員	154	137	12.4

ハローワークへ求人を提出される事業主の皆さまへ

求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください

最近、電話で「**無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？**」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、**多額の広告料金を請求される**といった事案が発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には

事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

実際に相談のあったケース

電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「○○日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、**無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。**

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること（あっせん行為を含まない）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話がかかってくることがあるとの声をいただいています。

ハローワークでは、このような対応も可能です！

ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨を記載できます！

記載例①	ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り
記載例②	求人掲載の営業はお断り

※営業を技術的に拒否できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に、
担当者の名前や電話番号などを非公開にすることができます！

※ただし、同時に事業所名、所在地、ホームページ、画像情報などの他の企業情報も非公開となり、ハローワークの窓口の提供または求職者マイページのみ閲覧可能となります。非公開になる情報については、詳しくはハローワークにお尋ねください

厚生労働省　都道府県労働局・ハローワーク

LL060808首01